

飲食店等におけるワクチン・検査パッケージ制度等に関するFAQ

令和4年1月25日版

No	項目	質問	回答
1	制度全般	「ワクチン・検査パッケージ制度」と「対象者全員検査」とは何ですか。	「ワクチン・検査パッケージ制度」及び「対象者全員検査」は、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を維持できるよう、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果を活用し、感染リスクを低減させ、将来の緊急事態措置やまん延防止等重点措置等の下において、飲食等における行動制限の緩和を可能とするものです。 ただし、現在、高知県では「ワクチン・検査パッケージ制度」は適用していません。
2	制度全般	「ワクチン・検査パッケージ制度等」に登録すれば、今後は行動制限の緩和は確実に受けられますか。	感染の急速な拡大により、医療提供体制の逼迫が見込まれる場合等においては、政府又は県の判断により、制度を適用せず、強い行動制限を要請することがあります。
3	制度全般	飲食店等は必ず「ワクチン・検査パッケージ制度等」に登録申請をする必要がありますか。	「ワクチン・検査パッケージ制度等」の登録は義務ではありませんが、行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、あらかじめ県に登録する必要があります。
4	制度全般	ワクチンを2回接種した人の感染が多く確認されています。このような状況でもワクチン・検査パッケージ制度は適用されますか。	ワクチンを2回接種済みの方のブレイクスルー感染が多発しており、現在、高知県では、ワクチン・検査パッケージ制度は適用していません。 本県では、「対象者全員検査」を適用しております。
5	制度全般	飲食店が、「ワクチン・検査パッケージ制度等」に登録するとどのようなメリットがありますか。	緊急事態措置やまん延防止等重点措置など、感染が拡大している場合に要請される飲食店等の利用者の人数制限などの行動制限を緩和できます。 現在、高知県では、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるように要請しておりますが、ワクチン・検査パッケージ制度等の登録を受けた認証店(登録店)においては、対象者全員が陰性の検査結果を確認した場合、人数の上限がありません。
6	事業所登録	飲食店の「ワクチン・検査パッケージ制度等」の登録に条件はありますか。	「高知家あんしん会食推進の店認証制度」の認証店のみ登録が可能です。 認証店の事業者は郵送※での登録申請(WEB申請は現在準備中です。)をお願いします。 なお、同制度の認証を取得されていない事業者は「高知家あんしん会食推進の店認証制度運営事務局」(TEL 088-856-7577 09:00-17:00土日祝日除く)までご相談ください。 ※〒780-0870 高知市本町2丁目2-29 畑山ビル2F 高知家あんしん会食推進の店認証制度運営事務局
7	事業所登録	登録申請の期限はありますか。	登録申請に期限はありません。行動制限の緩和の適用を受ける前までに登録申請を行ってください。 なお、申請受付から登録完了までに一定の期間を要します。
8	事業所登録	登録申請中の店舗は、行動制限の緩和の適用を受けることができますか。	登録申請中の場合、行動制限の緩和はできません。登録完了をお待ちください。
9	事業所登録	登録申請後、いつから「ワクチン・検査パッケージ制度等」の登録店として行動制限の緩和の適用が受けられますか。	利用者への周知の観点から、店舗への「ワクチン・検査パッケージ制度等」登録ステッカーの掲示またはホームページの登録店一覧に掲載後から、行動制限の緩和の適用を受けることができます。 ただし、実際に行動制限が緩和されるのは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において、行動制限が課されている場合に限られます。
10	事業所登録	「ワクチン・検査パッケージ制度等」の登録の際、現地調査は行われますか。	登録にあたり、現地調査は予定していません。 ただし、登録後、必要に応じて適用状況を調査する場合がありますので、ご協力をお願いします。
11	事業所登録	複数の店舗を経営していますが、登録申請はどうすればよいですか。	「高知家あんしん会食推進の店認証制度」の認証店ごとに登録申請書の作成が必要です。 なお、登録申請書の郵送につきましては、まとめて送付いただけます。(WEB申請は現在準備中です。)
12	事業所登録	登録申請時の内容に変更がある場合はどうすればよいですか。	店舗の名称に変更があるときは、様式3「ワクチン・検査パッケージ制度等登録事項変更届」により届け出てください。 また、店舗が移転、申請者が変更した場合は、食品衛生法における営業許可を取得し、「高知家あんしん会食推進の店認証制度」の認証店となった後に、新たに登録申請を行ってください。
13	事業所登録	「ワクチン・検査パッケージ制度等」に登録後、辞退することは可能ですか。	辞退は可能です。様式4「ワクチン・検査パッケージ制度等登録辞退届」により届け出てください。 なお、登録を辞退した事業者は、登録ステッカーの使用等を中止しなければなりません。
14	接種歴等の確認	【「対象者全員検査」適用時の取扱い】 入店時に何を確認すればよいですか。	5人以上のグループで利用を希望される場合、利用者の入店時に全員の陰性の検査結果を確認してください。確認できない場合、行動制限は緩和されません。 【検査結果を確認するポイント】 ①検査結果が陰性であること ②検査結果が有効期限内であること ③提示された検査結果通知書が本人のものであること(身分証明書との突合により確認) ※詳しくは「ワクチン・検査パッケージ制度要綱(令和3年11月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部)」をご覧ください。
15	接種歴等の確認	【「対象者全員検査」適用時の取扱い】 検査結果の有効期限はいつまでですか。	PCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。)の場合、検体採取日(検体採取日が不明の場合は検査日)+3日間有効です。 抗原定性検査の場合、検査日(=検体採取日)+1日間有効です。
16	接種歴等の確認	【「対象者全員検査」適用時の取扱い】 検査結果は、書類の原本を確認する必要がありますか。	原本に限らず、検査結果を撮影した画像や写し、検査機関が発行するメール等により確認することも可能です。
17	接種歴等の確認	【「対象者全員検査」適用時の取扱い】 12歳未満の児童については検査が必要ですか。	6歳以上～12歳未満の児童については、陰性の検査結果の確認が必要です。 なお、未就学児(概ね6歳未満)については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査を不要としています。
18	接種歴等の確認	【「対象者全員検査」適用時の取扱い】 12歳未満の児童の本人確認はどうすればよいですか。	12歳未満の児童の本人確認又は年齢確認は、自己申告、保護者による申告又は健康保険証等によって確認してください。
19	接種歴等の確認	本人確認時の身分証明書にはどのようなものが使用できますか。	運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書の他、健康保険証や学生証等でもかまいません。
20	接種歴等の確認	検査結果を確認するにはどのようなものが有効ですか。	PCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む)が推奨されますが、事前にPCR検査等を行うことができない場合にも対応する観点から、抗原定性検査も利用可能です。
21	接種歴等の確認	【「対象者全員検査」適用時の取扱い】 飲食店においては、5人以上のグループの方に対して、検査結果を確認すればよいですか。それともその他の入店者全員を確認するのですか。	飲食店で同一テーブルを5人以上で利用する場合には、そのグループ全員の検査結果を確認してください。4人以下のグループにおいては、確認の必要はありません。
22	その他	【「対象者全員検査」適用時の取扱い】 5人以上のグループが、同一テーブルに4人以下となるように分かれて会食する場合、検査結果の確認が必要ですか。	5人以上のグループが同一テーブルで会食する場合に確認が必要です。例えば、5人のグループで入店しても、3人と2人に分かれた上で、テーブル間の交流をしない場合は確認不要です。

飲食店等におけるワクチン・検査パッケージ制度等に関するFAQ

令和4年1月25日版

No	項目	質問	回答
23	その他	【「対象者全員検査」適用時の取扱い】 例えば、5人のグループが来店し、同一テーブルの利用を希望されたが、陰性の検査結果を確認できない方がいた場合、どのように対応すればよいですか。	5人のグループ全員が、同一テーブルで会食することは、要請に反しますので避けてください。2人と3人に分かれ、別テーブルに座っていただき、テーブル間の交流を避けることで対応が可能です。
24	その他	登録店の情報はどこで確認できますか。	登録が完了した店舗については、県のホームページ又は高知家あんしん会食推進の店認証制度ホームページに登録店舗一覧を公表します。
25	その他	飲食店のスタッフについても、検査での陰性確認が必要ですか。	本制度は、サービス等の利用者について確認を行った上で、行動制限の緩和を行うものであり、従業員などに求めるものではありません。
26	その他	無料検査はどこで受けられますか。	下記ホームページをご確認ください。 ・新型コロナウイルス感染症に係る無料検査について(高知県ホームページ) https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130401/2022011500018.html